



島根県報

平成16年 1月16日 (金)
第 1,538 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

字の区域の設定	(市 町 村 課)	1
換地計画書の縦覧	(農 村 整 備 課)	2
県営土地改良事業の工事の完了	(")	2
保安林の指定 (2 件)	(森 林 整 備 課)	2
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の発生	(水 産 課)	4
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	4
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	4
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出 (2 件)	(経 営 支 援 課)	5
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(")	6

特定調達公告

島根県立島根女子短期大学学術情報ネットワークシステム (業務系システム) 一式	(総 務 課)	7
に係る随意契約の相手方等		
島根県立島根女子短期大学学術情報ネットワークシステム (演習系、通信系システム) 一式に係る随意契約の相手方等	(")	8

正 誤

平成15年11月28日付け島根県報号外第132号中	(人事委員会事務局)	9
---------------------------	------------	---

告 示

島根県告示第26号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定により、日原町長から次のとおり字の区域を設定する旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の設定の効力は、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の 4 において準用する同法第54条第 4 項の規定による鹿足 (日原) 地区中山間地域総合整備事業 (柳工区) の換地処分の告示のあった日の翌日から生ずる。

平成16年 1月16日

島根県知事 澄 田 信 義

鹿足郡日原町大字柳村字柳を設定する区域

大 字	字	地 番
柳村	大坪	731、732の 2、733から735まで
	柿木田	736、737、748、749、759
	家ノ前	1083の 1、1103、1103の 1
	屋敷	1100

家廻り	1101
家ノ前大町	1104
新田町	1105
川久保	1106の1
日ノ浦	1107の1
堤下	1114

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

(ただし、右地番は、平成15年2月20日現在のものである。)

島根県告示第27号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う益美（美都）地区金谷工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成16年1月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成16年1月16日から21日間

3 縦覧の場所

美都町役場

島根県告示第28号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成16年1月16日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 名	完了年月日
飯石北（三刀屋）地区（鳥楨地区）農道事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成13年12月19日
飯石北（三刀屋）地区（坂本森谷地区）農道事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成14年7月16日
飯石北（掛合）地区 農道事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成15年10月28日
飯石北（掛合）地区（身内原地区）用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成12年3月22日
飯石北（掛合）地区（郷原地区）用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成15年3月20日
飯石北（掛合）地区（井出畑地区）用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成15年3月20日

島根県告示第29号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において

準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成16年 1月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

江津市二宮町神主1929 1、1929 2、2023 1、2119 11から2119 16まで、2119 18、2119 24から2119 27まで、2119 30、2121 1、2124 1、2125 1、2125 3、2126、2127、2128 1から2128 3まで、2128 5、2129から2131まで、2160、2161 1、2161 2、2162 1、2162 2、2163 1、2163 3、イ713、イ713 1、口216、口236、口236 1、口237 1、口238 1、口239 1、口240から口251まで、口254から口256まで、口259 2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第30号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年 1月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 保安林の所在場所

那賀郡三隅町大字室谷308、308内 1、309、310、310内 1、311から313まで、1199、1229 2、金城町大字波佐イ1278、イ1279 2、イ1279 3、イ1280、大字長田口269、口269内 1から口269内 3まで、口270

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

江津市都野津町2219 4、2219 6、2219 38、那賀郡三隅町大字井野二2101、二2102 1

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに江津市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第31号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成16年1月16日

島根県知事 澄 田 信 義

松江市加入区（松江市漁業協同組合）

島根県告示第32号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成16年1月16日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中	を	年1.7パーセント以内	に改める。
		年1.75パーセント以内	
		年1.7パーセント以内	
		年1.6%以内	
		年1.65%以内	
		年1.6%以内	

附 則

- この告示は、平成16年1月16日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成15年12月18日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第33号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成16年1月16日

島根県知事 澄 田 信 義

第5条第2号中「1.7パーセント」を「1.6パーセント」に改める。

附 則

- この告示は、平成16年1月16日から施行する。

- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成15年12月18日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第34号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成16年 1月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

平田中ノ島3街区（仮称） 島根県平田市中ノ島土地区画整理事業地内3工区21街区4 1他

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社シェルパ 代表取締役 山本恭則 島根県平田市平田町4035番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社シェルパ 代表取締役 山本恭則 島根県平田市平田町4035番地

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年 8月27日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,412平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

126台 店舗所在地内

イ 駐輪場の位置及び収容台数

40台 店舗所在地内

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

85平方メートル 店舗建物内

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

13.5立方メートル 店舗所在地内

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

4カ所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時～午後5時

2 届出年月日 平成15年12月26日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

平田市地域振興課 (平田市平田町951番地1)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第35号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見をのべることができる。

平成16年1月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

平田中ノ島4街区 (仮称) 島根県平田市中ノ島土地区画整理事業地内3工区20街区8 1他

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社シェルパ 代表取締役 山本恭則 島根県平田市平田町4035番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社シェルパ 代表取締役 山本恭則 島根県平田市平田町4035番地

株式会社マナ・ティー 代表取締役 山本学 広島県広島市安佐南区緑井4丁目30 20

ルビュール 立石明雄 島根県平田市平田町2966 17

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年9月7日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,049.3平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

92台 店舗所在地内

イ 駐輪場の位置及び収容台数

60台 店舗所在地内

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

36平方メートル 店舗建物内

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

18.675立方メートル 店舗所在地内

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 翌午前 2 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

4 カ所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 7 時 ~ 午後 5 時

2 届出年月日 平成16年 1 月 6 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

平田市地域振興課 (平田市平田町951番地 1)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第36号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見をのべることができる。

平成16年 1 月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイソー松江上乃木店 島根県松江江市上乃木 4 丁目10 20

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社ナガタ 代表取締役 長田孝道 鳥取県米子市角盤町 1 丁目168

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の名称

変更前 ホームセンターエビス松江店

変更後 ダイソー松江上乃木店

イ 大規模小売店において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 株式会社ナガタ 代表取締役 長田孝道 鳥取県米子市角盤町1丁目168

変更後 株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈 広島県東広島市西条町大字吉行字向1 60

ウ 変更の年月日 平成15年12月25日

2 届出年月日 平成15年12月25日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市商工課 (松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則 (平成7年島根県規則第83号) 第9条の規定により公示する。

平成16年1月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 購入等件名及び数量

島根県立島根女子短期大学学術情報ネットワークシステム (業務系システム) 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県総務部総務課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成15年12月19日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

新日鉄ソリューションズ株式会社大分支社 大分県大分市東春日町17番20号

5 随意契約に係る契約金額

41,786,236円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成16年 1月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 購入等件名及び数量

島根県立島根女子短期大学学術情報ネットワークシステム（演習系、通信系システム） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県総務部総務課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成15年12月12日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社えすみ松江営業所 島根県松江市西嫁島3丁目2番13号

5 随意契約に係る契約金額

46,376,064円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

正 誤

平成15年11月28日付け島根県報号外第132号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

十五	十五	十	十	ページ
下	下	上	上	段
始めから十五	始めから六	終りから十一	終りから十三	行
「 びに」	に	住宅手当	に加え、	誤
並びに	に	住居手当	を加え、	正
「 びに」	に	住宅手当	に加え、	
「 びに」	に	住居手当	を加え、	

